

2022年9月6日

新型コロナウイルス感染症に関する給付金ご請求時の提出書類について

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に、心からお見舞い申し上げます。

さて、令和4年厚生労働省令第116号により改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」により、都道府県の判断で発生届の届出対象の限定が可能となったことに対応するため、また、医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、給付金ご請求時の提出書類の一部を変更いたします。

1. 提出書類の一部変更について

当社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象となります。(※1)

給付金をご請求いただくにあたっては、「新型コロナウイルス感染症と診断されたこと」が確認できる書類として、療養証明書(保健所・自治体等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」等)をご提出いただいておりますが、保健所等の更なる負担軽減のため、生命保険協会を通じて、監督庁からも、療養証明書の発行を医療機関や保健所等に求めない事務構築の可及的速やかな対応の要請を受けております。

また、令和4年厚生労働省令第116号により改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」により、都道府県の判断で発生届の届出対象の限定が可能となったことに伴い、2022年9月2日以降、お客さまが居住される都道府県によっては発生届の対象外となる方について、療養証明書を取得できなくなります。

上記を踏まえ、医療機関や保健所による発行が不要な My HER-SYS(※2)画面での療養証明をより一層ご活用いただきますとともに、「新型コロナウイルス感染症と診断されたこと」が確認できる書類の取扱いを変更し、My HER-SYS 画面をご用意できない場合、療養証明書に替わる書類として医療機関等で受けた検査結果等もご活用いただけるように、提出書類を変更いたします。

※1 2022年9月6日時点での取扱いであり、今後法令の改正等により変更する可能性があります。

※2 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

2. 給付金ご請求時の提出書類について

新型コロナウイルス感染症による「宿泊・自宅療養」に関する給付金ご請求時には、負担軽減等に向け、診断書の代わりに、以下の証明書をご提出ください。なお、ご入院された場合は、当社所定の診断書をご提出ください。

① 「My HER-SYS」で取得した画面での療養証明

氏名・生年月日・HER-SYS ID・診断年月日が記載された画面を療養期間等の終了後に印刷し、ご提出ください。

なお、既に保健所・自治体から発行された「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」や、「就業制限の期間がわかる書類(名称は発行元により異なります)」をお持ちの場合は、当該書面の写しをご利用できます。

② ①をご準備できない場合は、「医療機関の検査結果」

氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名の記載があるもの。

なお、検査結果に医療機関名の記載がない場合は、検査を受けたことが分かる「医療機関名記載の診療明細書」もご提出ください。

③ ①および②をご準備できない場合は、「自治体の健康フォローアップセンター(※)の受付結果」

氏名の記載があるもの。

※自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記カスタマーサービスセンターまで、ご連絡ください。

以上